

令和7年12月17日

令和7年第4回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 令和8年度国保事業費納付金（仮算定）の概要について

(1) 令和8年度国保事業費納付金の仮算定結果（県全体分）

① 県全体の国保事業費納付金

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、令和7年度（確定値）と比べて約11億円の減。

区 分	R8年度 (仮算定)	R7年度	増 減
国保事業費納付金	約755億円	約766億円	△約11億円

② 令和8年度国保事業費納付金の減額要因について

令和8年度の国保事業費納付金の仮算定に当たっては、推計された被保険者数の減に伴い、保険給付費の推計結果が令和7年度納付金算定時の推計値から減少する結果となったほか、子ども・子育て支援納付金の新設となったことなど、主な公費等の増減により、県全体の納付金額が令和7年度に比べ、約11億円減少した。

○令和7年度推計値との比較

主な公費等	増減額	納付金への影響	
保険給付費	△30.9億円	△30.9億円	
前期高齢者交付金	5.4億円	△5.4億円	(歳入)
療養給付費等負担金	△12.0億円	12.0億円	(歳入)
後期高齢者支援金	△4.4億円	△4.4億円	
介護納付金	△2.8億円	△2.8億円	
子ども・子育て支援納付金分【新規】	20.0億円	20.0億円	
その他公費の増・減	0.5億円	0.5億円	
合 計		△11.0億円	

※県全体：約11億円減

《国保事業費納付金》

平成30年度から、県が負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険法に基づき市町村が県に納付するもの。

(2) 令和8年度国保事業費納付金の算定方法等（県全体分）

① 保険給付費等の推計結果

直近の実績から「1人当たり診療費（推計）×被保険者数（推計）×給付率（推計）」により保険給付費が推計された。

区 分	R8年度 (推計)	R7年度 (見込)	R7年度 (推計)	R6年度 (実績)	R5年度 (実績)
1人当たり給付費(円)	331,211	320,345	326,183	311,604	306,902
被保険者数(人)	528,100	545,522	547,734	571,531	597,306
給付費総額(百万円)	174,912	174,755	178,661	178,091	183,314

(3) 県国民健康保険特別会計の状況

① 令和6年度県国民健康保険特別会計の決算状況

区 分	決算額(千円)
歳 入	249,422,548
歳 出	240,618,729
収支(決算剰余金)	8,803,819

② 令和6年度決算剰余金の活用方法

区 分	金額(千円)	備 考
令和7年度分の国庫支出金返還	806,768	県→国返還分の財源
医療費増等への対応	1,130,273	普通交付金財源として留保
納付金負担軽減(基金積戻分)	1,946,778	令和8年度分 1,173,389千円
納付金負担軽減(年度間調整)	4,920,000	令和8年度分 1,640,000千円
合 計	8,803,819	

・納付金負担軽減(基金積戻分)について

令和4年度県国民健康保険特別会計において、約35億円の財政安定化基金の取崩しを行った。取り崩した基金は、原則3年間で積み戻す必要があるため、積み戻し金額を令和6年度から8年度の納付金に加算する計画となっている。令和8年度においては、納付金への加算を行わず、決算剰余金を活用し、基金の積み戻しを行う。

・納付金負担軽減(年度間調整)について

県国民健康保険特別会計に決算剰余金が生じたことから、年度間調整を行い、納付金総額から減額を行う。

令和8年度 負担軽減額 1,640,000千円
 令和9・10年度 負担軽減額 3,280,000千円

(4) 令和8年度国保事業費納付金の仮算定結果（水戸市分）

① 水戸市の国保事業費納付金

水戸市の令和8年度国保事業費納付金（仮算定）の総額は、令和7年度と比べて約8,400万円の減となった。

（単位：円）

国保事業費納付金	R8年度 (仮算定)	R7年度	増 減
医療分	3,994,274,798	4,224,889,877	△ 230,615,079
後期高齢者支援金分	1,732,744,756	1,730,723,039	2,021,717
介護納付金分	580,239,321	599,589,930	△ 19,350,609
子ども支援納付金分	165,070,693		165,070,693
合 計	6,472,329,568	6,555,202,846	△82,873,278

② 水戸市の国保事業費納付金の年度別推移

（単位：円）

年 度	金 額	前年度比	備 考
平成30年度	8,090,571,524	-	
令和元年度	7,346,547,768	90.8%	
令和2年度	6,135,737,513	83.5%	35億円控除
	(6,417,208,059)	(87.3%)	(281,470,546円)
令和3年度	5,966,185,954	97.2%	35億円控除
	(6,252,735,540)	(101.9%)	(286,549,586円)
令和4年度	6,324,900,998	106.0%	30億円控除
	(6,571,016,009)	(110.1%)	(246,115,011円)
令和5年度	7,013,757,475	110.9%	
令和6年度	6,819,412,386	97.2%	
令和7年度	6,555,202,846	96.1%	
令和8年度 (仮算定)	6,472,329,568	98.7%	【新規】 子ども支援納付金

※令和2・3・4年度下段金額（ ）は、県決算剰余金の活用による減額がなかった場合の金額

2 令和7年度の実施状況について

(1) 令和7年度国民健康保険会計の状況

① 保険税の収納状況（現年度分）

（単位：千円）

年 度	調定額	収納額	収納率
令和4年度	5,444,727	4,988,799	91.63%
令和5年度	5,152,146	4,741,912	92.04%
令和6年度	5,070,940	4,686,241	92.41%
令和7年度（11月末）	5,147,603	2,963,814	57.58%
令和7年度（見込み）	5,130,000	4,741,000	92.42%

（前年同期 58.40%）

② 保険給付費の状況

令和7年度（見込み）においては、1人当たりの年間医療費が高い傾向にあるが、被保険者数の減少に伴い、保険給付費が減少する見込となった。

（単位：千円）

年 度	保険給付費	対前年度比	（参考）1人当たりの 年間医療費
令和4年度	14,957,523	96.80%	331,422円
令和5年度	14,999,775	100.28%	349,585円
令和6年度	14,661,138	97.74%	354,844円
令和7年度（見込み）	14,431,059	98.43%	

③ 令和7年度国民健康保険会計決算見込

（単位：千円）

歳 入			歳 出		
科目	当初予算	決算見込 (A)	科目	当初予算	決算見込 (B)
1 国民健康保険税	4,999,557	4,997,074	1 総務費	256,744	256,000
2 使用料及び手数料	701	442	2 保険給付費	14,749,000	14,431,059
3 国庫支出金	4,001	5,199	3 国保事業費納付金	6,555,204	6,555,204
4 県支出金	15,002,096	14,691,007	4 保健事業費	217,062	207,366
5 繰入金	1,488,001	1,488,000	5 基金積立金	1	-
6 繰越金	450,000	1,133,937	6 諸支出金	41,989	41,022
7 諸収入	75,644	75,620	7 予備費	200,000	-
歳入 計	22,020,000	22,391,279	歳出 計	22,020,000	21,490,651

差引収支 (A-B)

900,628

協議事項

1 令和8年度水戸市国民健康保険税について

令和8年度以降の保険税率について、改めて検討する必要があることから、令和7年8月21日付けで、水戸市国民健康保険運営協議会へ「令和8年度水戸市国民健康保険税について」諮問させていただいた。

(1) 令和8年度の必要保険税額について

国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計（子ども・子育て支援金を除く）

(単位：千円)

項目		R8年度	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,307,259	・R8年度 仮算定額
	② その他事業費	614,640	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A	事業に要する経費 (①+②)	6,921,899	
歳入	③ 県交付金	370,177	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	465,119	
	⑤ 一般会計繰入	358,500	
	⑥ その他収入	61,053	・その他収入 (延滞金等)
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥)	1,254,849	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A - B)	5,667,050	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,274,446	
E	収入差額 (D - C)	△ 392,604	

(2) 水戸市の保険税率改定方針（案）

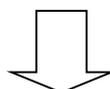
①繰越金を活用した保険税率の改定

令和8年度の収支見込みについては、県から示された国保事業費納付金の仮算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し、現行の保険税率による保険税収入見込額が約4億円の不足となる見込みである。前年度までは、国保会計の繰越金を活用することで、収入不足が解消され収支の均衡を図ってきたところであるが、令和8年度以降においては、現在の繰越金に限りがあり、現行税率による保険税の収入不足に対応していくことが厳しい状況にある。

このため、令和8年度以降の保険税率については、適正な国民健康保険事業の実施が可能となるよう、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行税率を改定し、適切な保険税率の設定を行う。

○繰越金の活用状況（現行税率による試算）

区 分	令和6年度末	令和7年度末 (見込)	令和8年度末 (見込)	令和9年度末 (見込)
繰越金 (決算剰余金)	11億円	9億円	5億円	1億円



◎保険税率改定時に活用し、被保険者の急激な負担増を避ける。

②子ども・子育て支援金制度の創設に係る新たな保険税率の設定

国において、「少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」として、医療保険の保険料（税）とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることから、新たな保険税率の設定を行う。

なお、保険税率の設定に当たっては、茨城県から示される標準保険税率を基に検証を行う。

《標準保険税率》

各市町村のあるべき保険料水準の「見える化」を図るため、全市町村統一の算定基準に基づき保険税で集めるべき相当額を算定し、保険税率に換算したもの。（茨城県算定）

2 令和8年度の保険税率改定について

(1) 令和8年度保険税率改定（案）

保険税率改定方針（案）に基づき、別紙【保険税率改定資料】のとおり、保険税率の改定について検討を行った。検討に当たっては、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率による保険税収入の不足を解消するため、国保事業費納付金や国保会計の決算状況等を勘案するとともに、世帯の人数構成や所得階層に基づき試算を行った。

このことから、令和8年度の保険税率改定において、単年度赤字が縮減し、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みの上、繰越金を活用することにより、被保険者の急激な負担増に繋がらない保険税率の改定（案）とした。

また、子ども・子育て支援金については、茨城県から示された標準保険税率を基に設定した保険税率（案）とした。なお、県から新たに精査された標準保険税率が示される予定であるため、再度、市において試算を行い、次回の国保運営協議会において、御協議いただくものとする。

令和8年度保険税率改定（案）

現行保険税率			改定後保険税率（案）		
医療分	所得割	7.84%	医療分	所得割	7.85%
	均等割	30,500円		均等割	31,600円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.44%	後期高齢者 支援金分	所得割	3.50%
	均等割	12,600円		均等割	13,700円
介護納付金分	所得割	2.31%	介護納付金分	所得割	2.37%
	均等割	15,200円		均等割	16,300円
子ども・子育て 支援金分	所得割		子ども・子育て 支援金分	所得割	0.24%
	均等割			均等割	1,552円
				18歳以上 均等割	171円

参考) 医療・後期 応能：応益 60：40

介護・子ども 応能：応益 50：50